

**JIS Q 14021 : 2000 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプⅡ環境ラベル表示）
【事業者向けチェックリスト】**

環境ラベル又は制度名	「ちゃんとエコ」ラベル
事業者名	株式会社TANAX

※質問項目に対する「回答」は回答欄（黄色のセル）のドロップダウンリストから選択してください

項目		質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）	回答 （リストから選択）
一般事項	1	5.2 JIS Q 14020に規定される原則を満たしている	はい
	2	5.3 あいまい又は特定されない環境主張又は製品が環境に有益若しくは環境に優しいと大まかにほめかす環境主張をしていない	はい
	3	5.4 “・・・を含まない”という主張を行っている場合、特定の物質の量が広く認められた微量の混入物質又はバックグラウンドレベルを超えないレベルである	はい
	4	5.5 持続可能であるとの主張をしていない	はい
	5	5.6 環境主張の内容に説明文を付けている（予測できるすべての状況において、限定条件なしに有効である場合を除く）	はい
	6	5.7 環境主張及び説明文の要求事項	
	7	a 正確で、誤解を与えないものである	はい
	8	b 実証されていて、検証可能である	はい
	9	c 該当する製品に妥当なものであり、適切な状況又は条件下に限って用いられている	はい
	10	d 主張は製品全体に対するものか、単に製品の部品若しくは包装に対するものか、サービスの要素に対するものかを明示している	はい
	11	e 環境側面又は環境改善に関して具体的な主張である	はい
	12	f 一つの環境変化に対して幾つもの便益があるかのごとく、異なった用語を用いて繰り返し同じことを述べていない	はい
	13	g 誤解を生じるおそれはない	はい
	14	h 最終製品に関してだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける関連する側面のすべてを考慮したものである ※必ずしもLCAの実施を必須とするものではない	はい
	15	i 製品が独立した第三者機関によって保証又は証明されていない場合、そのことをほめかすような表現をしていない	はい
	16	j 明示的か暗示的かにかかわらず存在しない環境改善を示唆していない。また主張に関連する製品の環境側面を誇張していない	はい
	17	k 表現上は真実であっても、関係する事実を省略することによって購入者の誤解・誤解を招くことがないようにしている	はい
	18	l 製品の耐用年数内に実現するか又はおそらく実現するであろう環境側面にだけ関連するものである	はい
	19	m 環境主張及び説明文は、一緒に読まれるように明確に提示され、説明文は適切な大きさでかつ環境主張に隣接している	はい
	20	n 環境面での優越又は改善を比較した主張がなされる場合は、具体的でかつ比較の根拠を明らかにしている。環境主張は最近改善がどの程度行われたかの観点から妥当なものである	はい
	21	o 過去から存在し、以前には公表していなかった側面に基づくものである場合、最近の製品又は工程の改善に基づき主張を行っているとの購入者、潜在購入者又は使用者を信じさせるような表現をしていない	はい
	22	p その分類の製品では決して含まれていない成分、又は特性が存在しないことを根拠として主張を行っていない	はい
	23	q 主張の正確さに変更をもたらすような技術、競合製品、その他の状況の変化を反映するように必要に応じて再評価し、更新している	はい
	24	r 該当する環境影響が生じる地域に関係あるものである	はい
環境主張をする際のシンボルの使用	25	5.8 環境主張をする際にシンボルを使用する場合の要求事項 5.8.1 自己宣言による環境主張をする場合にシンボルを使用するか否かは任意である	
	26	5.8.2 単純で容易に複製でき、シンボルが適用される製品に適した位置に付けられ、適切な大きさである	はい
	27	5.8.3 ある環境主張に使用できるシンボルは、他の環境主張のためのシンボルを含む他のシンボルと容易に区別できる	はい
	28	5.8.4 環境マネジメントシステムの実施を表明することに使用するシンボルは、製品の環境側面を示すシンボルであると誤解されるような方法で使用されていない	はい
	29	5.8.5 自然物は、主張する便益との間に直接的かつ検証可能なつながりがある場合に限り使用している	はい

項目		質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）		回答 （リストから選択）	
その他の情報 又は主張	30	5.9 5.9.1	その他の情報又は主張に係る要求事項 材料表示処分にに関する指示有害性の警告などの情報を伝えるため言葉、数字又はシンボルを環境シンボルとともに用いてもよい		
	31	5.9.2	環境主張ではない目的に用いる言葉、数字又はシンボルを環境主張を行っているとの誤解を与えるような方法で用いていない	はい	
	32	5.9.3	シンボルは、特定のブランド、企業又は企業の立場に関連付けられるように変更を加えていない	はい	
評価及び検証	主張者の責任	33	6.1	自己宣言による環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任を持っている	はい
		34	6.2.1	主張に先立ち、主張を検証するために必要な信頼性があり、再現可能な結果を得るため評価手段を準備している	はい
	評価方法の信頼性	35	6.2.2	評価は完全に文書化してあり、その文書は製品が市場で売られている期間及びその後製品の寿命を考慮した合理的な期間、6.5.2に示されている情報公開の目的のため保持している	はい
		比較主張の評価	36	6.3.1	比較主張は次のいずれか一つ以上のものに対する評価である。 A. 組織自身の以前の工程、B.組織自身の以前の製品、C.他の組織の工程 D.他の組織の製品 また、比較は（6.4（評価及び主張の検証の方法の優先順位は、国際規格、国際的に受入可能で承認された規格、ピアレビューされた産業又は通商上の方法の順とする既存の方法がなく、主張者が方法を制定した場合は、6. に規定する他の要求事項を満足し、かつピアレビューが可能となっている）で規定する）公表された規格又は承認されている試験方法を用い現在又は最近同じ市場にあって同一又は他の生産者が提供する類似の機能をもつ比較可能な製品に対してだけ行っている
	37		6.3.2	製品のライフサイクルでの環境側面に関する比較主張は、同じ測定単位を用いて数値化し、同じ機能単位に基づき、適切な期間にわたり、典型的には12ヶ月で計算している	はい
	38		6.3.3 .a) b)	比較主張は以下のいずれかによって行っている A. 百分率により行い、百分率の絶対値の差で表している B. 測定された絶対値により行い、絶対値は相対的な改善として表している	はい
	39		6.3.4	絶対値による差の主張と相対値による差の主張とは、明確に区別している	はい
	40		6.3.5	製品に関係する改善と包装に関係する改善とを、別個に主張している	はい
	方法の選択		41	6.4	評価及び主張の検証の方法の優先順位は、①国際規格、②国際的に受入可能で承認された規格、③ピアレビュー（査読）された産業又は通商上の方法の順とする。既存の方法がなく、主張者が方法を制定した場合は、「6.評価及び検証に関する要求事項」に規定する他の要求事項を満足し、かつピアレビューが可能となっている
		情報へのアクセス	42	6.5.1	自己宣言による環境主張は、企業秘密情報を要せずに検証可能である
	43		6.5.2	主張者は環境主張を検証するために必要な情報を自発的に公開することができるが、公開しない場合には、主張の検証を求める何人に対しても、（管理者に相当する）合理的な費用、時間、場所で、主張を検証するために必要な情報を公開している	はい
	44		6.5.3	「6.2 評価方法の信頼性」に基づいて文書化され保管されるよう求められる場合の最小限の情報	
	45		a	使用した規格又は方法を特定するものを含んでいる	はい
	46		b	最終製品の試験では、主張の検証が不可能である場合には文書化された証拠を含んでいる	はい
	47		c	主張の検証のために必要なときは、試験の結果を含んでいる	はい
	48		d	独立した機関によって試験を行った場合は、その機関と名称と所在地を含んでいる	はい
	49		e	主張が5.7h（製品のライフサイクルにおける関連する側面のすべてを考慮したものであること）及び5.7r（該当する環境影響が生じる地域に関係するものであること）の要求事項に合致している証拠を含んでいる	はい
	50		f	他の製品及び採用した前提条件との比較を含むときは、これら製品の試験に用いた方法の記述及びその結果を含んでいる	はい
	51	g	製品が市場で売られている期間及びそれ以降製品の寿命を考慮した合理的な期間にわたり継続的に正確であることを保証する証拠を含んでいる	はい	